

事業者 各位

足場の組立て等の業務に係る特別教育の義務化

(適用日：平成27年7月1日)

一般社団法人兵庫労働基準連合会

このたび、労働安全衛生規則の改正により工事現場の仮設足場からの墜落災害防止措置を強化するため「特別教育」が義務化されました。

7月1日の施行日以降、新たに足場の組立てなどの作業に就く労働者は、「特別教育」を受講しなければ作業に就くことができなくなります。特別教育の科目時間は下表のとおりです。

特別教育は、適用日時点で、現に足場の組立て、解体又は変更に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事している者についても、この特別教育を受講しなければならなくなりました。但し、経験があるため時間数は3時間です。

改正後の安全衛生特別教育規程第22条に規程する足場の組立て等の業務に係る特別教育の科目に応じて、次に掲げる時間とすることができ、カリキュラムは、次のとおりです。

		科 目	時 間	既従事者に対する 時 間
学 科 教 育	I	足場及び作業の方法に関する知識	3時間	1時間30分
	II	設備、機械、器具、作業環境等	30分	15分
	III	労働災害の防止に関する知識	1時間30分	45分
	IV	関係法令	1時間	30分
	計		6時間	3時間

平成27年度 第1回

足場の組立て等の業務に係る<既従事者に対する教育>特別教育のご案内について

- 開催日時 平成27年7月10日（金）
9：00～12：20
- 開催場所 マークラー神戸ビル12階/兵庫労働基準連合会
講習会場
神戸市中央区雲井通4-2-2
(JR三宮駅東南約400m、中央区役所東隣)
- 対象者 <既従事者に対する教育>



- 定員 概ね60名
- 申込方法 <随時募集>
(1)FAXにより申込んでください。

① 人数分の受講申込用紙と振込の案内を郵送します。

② 期限までに受講申込書の作成と受講料を振込んだ後、口座案内の下段の受講料振込み連絡票に記載及び返信用封筒に 82円分の切手を貼り同封のうえ、郵送にてお送りください。

(2)先着順にて受付します。(定員になり次第受付終了します。)

6 受講料等

- ・<兵庫県下労働基準協会 会員>受講料 5,400-(税込) ・テキスト代 800-(税込)
 - ・< 会 員 外 >受講料 6,480-(税込) ・テキスト代 800-(税込)
- テキストは当日に配布します。

銀行振込となります。受講可能者には別途ご案内申し上げます。

※ 定員内として受領した受講料等は返却できません。また、同様に定員内で受領した受講料により次回以降の講習会への繰り延べ受講も出来ませんので念のため付記します。

※ FAX 受付期間 << 随時募集 >>

(定員になり次第、受付終了します。)

平成27年度 第1回 足場の組立て等の業務に係る特別教育

<時間短縮3時間> (神戸; 7/10)

FAX 申込用紙

(一社)兵庫労働基準連合会 あて (FAX 078-261-3305)

事業場名		希望人数
所在地	〒	名 ※受講希望多数の場合は調整 させていただきます
担当者名		
電話		
FAX		
連合会使用		

- お知らせ 1 申込締切後、受講申込書を受講可能者人数分送付します。
 受講申込書に、当該業務経験の事業主の証明が必要です。
 2 1 の用紙と併せ、受講料の支払いについてご案内申し上げます。

☎ 078-231-6903

申込書等送付用宛名(必ずご記入をお願いします)

所在地	〒	—
事業場名 (又は 個人名) 担当部署		
担当者名	様	